

○騒音規制法施行令（昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号）

別表第 1（第 1 条関係）

1 金属加工機械

- イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。）
- ロ 製管機械
- ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）
- ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
- ホ 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。）
- ヘ せん断機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）
- ト 鍛造機
- チ ワイヤフォーミングマシン
- リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
- ヌ タンブラー
- ル 切断機（といしを用いるものに限る。）

2 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）

3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）

4 織機（原動機を用いるものに限る。）

5 建設用資材製造機械

- イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。）
- ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。）

6 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）

7 木材加工機械

- イ ドラムバーガー
- ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）

- ハ 碎木機
- ニ 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）
- ホ 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）
- ヘ かな盤（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）

8 抄紙機

9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）

10 合成樹脂用射出成形機

11 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

※原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上の送風機を有する冷却塔も対象となる。
（H21.8.14 付け環境省・大気環境局大気生活環境室長通達）